

○豊橋市交通児童館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和44年 4 月12日

規則第30号

豊橋市交通児童館の設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、豊橋市交通児童館の設置及び管理に関する条例（昭和44年豊橋市条例第29号）第9条の規定により、豊橋市交通児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成22年規則62号〕）

(開館時間)

第2条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（一部改正〔平成10年規則3号・22年62号〕）

(休館日)

第3条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（全部改正〔平成2年規則17号〕、一部改正〔平成10年規則3号・19年26号・22年62号〕）

(使用の申込み)

第4条 児童館の施設又は設備を使用しようとする者で、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用申込書（別記様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 団体で使用するとき。

(2) その他指定管理者が必要と認めるとき。

（一部改正〔平成22年規則62号〕）

(遵守事項)

第5条 使用者は、指定管理者の指示に従い、かつ施設又は設備を損傷又は滅失しないよう努めなければならない。

(一部改正〔平成22年規則62号〕)

(備品等の返還)

第6条 使用者は、備品等の使用を終ったときは、速やかに所定の位置に戻し指定管理者の点検を受けなければならない。

(一部改正〔平成22年規則62号〕)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成22年規則62号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月28日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年4月23日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月31日規則第17号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日規則第31号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市交通児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により調製されている別記様式は、この規則による改正後の豊橋市交通児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成10年2月12日規則第3号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日又は休止日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日又は休止日としない。

附 則 (平成19年3月30日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 6 月17日規則第62号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月29日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

別記様式（第4条関係）

豊橋市交通児童館使用申込書 年 月 日 指定管理者 様 使用者 住 所 氏 名 下記のとおり使用したいので申し込みます。 記	
使用日時	年 月 日 午前 午前 午後 午後 時から 時まで
使用目的	
使用場所	遊戯室・幼児遊戯室・図書室・工作室・集会室・その他（ ）
使用備品	バッテリーカー・ミニカート・自転車・その他（ ）
人 員	幼児 人 小・中学生 人 その他 人 計 人
備 考	